

全国に 先駆けて

【減農薬米生産運動の取組み】

部署：営農販売課

<取組みの概要>

農薬の使用回数を減らすことにより、農家の健康を守りつつ資材（農薬）コストの低減、無農薬・減農薬による有利販売および地域環境保全に努めています。

<事業化（プロジェクト化）成功のポイント>

1. 農薬の使用回数を減らす

- ① 【昭和 56 年】「稲に農薬を散布すると体中が農薬まみれになり、呼吸が荒くなる」という生産者からの訴えがあり、**農薬を減らす稲作りの研究**を開始しました。
- ② 防除基準どおりに農薬散布をしなくても米ができることがわかり、**田んぼの状況を見て防除を行う**ようになりました。
- ③ 【昭和 58 年】「虫見板」を配布。「虫見板」を使って、田んぼの害虫の有無を自ら確認し、**農薬散布の可否を判断する減農薬運動**が広がっていきました。
- ④ 【平成 8 年】「ジャンボタニシ」による除草試験を開始。害虫であったジャンボタニシで**除草剤を使用しない栽培方法**を確立しました。

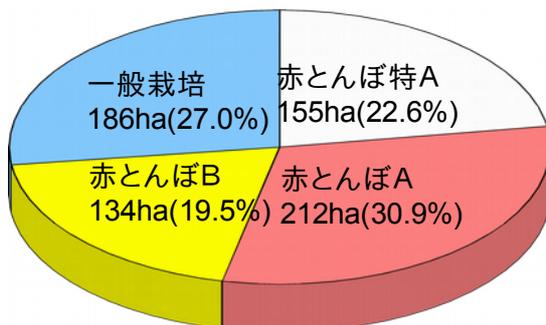


2. 無農薬・減農薬栽培による有利販売

- ① 【昭和 59 年】ふくおか西部生協（現グリーンコープ）とお互いに顔が見える産直米の取引を開始しました。
ふくおか西部生協が欲しい「お米」=減農薬で栽培された「お米」
- ② 以後、栽培技術が向上し、取引量も増えていきました。
平成 29 年産取引量：35,700 袋/30kg



平成 29 年産
JA出荷契約面積 687ha



<農家のメリット・農協のメリット>

- 農薬の使用量が激減し**農薬による健康被害が減りました。**
- 環境保全型水稲栽培につながり**地域と共存できる水稲栽培**となりました。
- 産直米の取引により**農家の所得向上とJA販売高向上**が達成されました。
- 農薬使用回数が減り**農薬購入費を最小限に抑える**ことができました。

赤とんぼ特A	栽培期間中、「無農薬」かつ県が定める「減化学肥料栽培」で栽培されたもの。
赤とんぼA	栽培期間中、「無農薬」で栽培されたもの。
赤とんぼB	栽培期間中、農薬使用成分「4成分以内」で栽培されたもの。但し、箱施薬剤は使用不可。
一般栽培	上記以外の慣行栽培。

※平成 29 年産 JA 福岡市水稲作付面積：1041ha